福運整第７５０号の２
令和２年　２月　４日

県内自動車運送事業者　各位

東北運輸局福島運輸支局長
（公印省略）

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

標記について、令和２年１月３１日付け東自保第７７号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、下記事故と同種の事故を未然に防止するため、事業用自動車事故調査報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にしていただき、積極的に取り組んでいただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すようお願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕
・　大型トラックの追突事故概要版（愛知県岡崎市）：別添１
〔重要調査対象事故〕
・　中型乗合バスの衝突事故概要版（世田谷区）　：別添２
・　タクシーの衝突事故概要版（長崎県平戸市）　：別添３

※　事業用自動車事故調査報告書については、下記ＵＲＬより確認いただけます。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html

20200131_東自保_通達_10年

東自保第７７号
令和２年１月３１日

福島運輸支局長　殿

自動車技術安全部長
（公印省略）

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

標記について、令和２年１月３１日付け国自安第１６１号の３により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、関係事業者に対し周知を図るとともに、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、あらゆる機会を捉えて指導願います。

東北運輸局
福整受
2.2.-4
第730号
福島運輸支局

別添

国自安第１６１号の３
令和２年１月３１日

東北運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表した。

同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、当該事業者に対する指導はもちろんのこと、他事業者に対する指導についても行うこととされたい。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添える。

記

〔特別重要調査対象事故〕
・大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）：別添１
〔重要調査対象事故〕
・中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）　　：別添２
・タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）　　：別添３

自保受第209号
－2.1.31
東北運輸局

別　紙

国自安第１６１号
令和２年１月３１日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された３件の事案については、①運転者が事故前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行を継続したこと（別添１の事案）、②運転者がＳＡＳのスクリーニング検査で経過観察と判定されていたにもかかわらず、事業者はその後のフォローを行わずに運転させていたこと（別添２の事案）、③運転者が以前より日中眠気を感じていたが、運行管理者が運転者の健康管理等を十分行っておらず、事故後に当該運転者は重度のＳＡＳであることが判明したこと（別添３の事案）等の特徴が挙げられているところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にしていただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕
・大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）：別添１
〔重要調査対象事故〕
・中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）　　：別添２
・タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）　　：別添３

※　事業用自動車事故調査報告書については、下記ＵＲＬより確認いただけます。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html

事業用自動車事故調査報告書　概要
～大型トラックの追突事故～
（愛知県岡崎市）

事故概要

平成30年２月15日７時45分頃、愛知県岡崎市の国道１号下り線において、大型トラックが自動車部品約3,000kgを積載して走行中、交差点手前において赤信号で停止していた車列の最後尾の普通トラックに追突し、合計６台の車両が関係する多重衝突事故が発生した。
この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラックの運転者が重傷、その他、普通乗用車の運転者２名及び軽乗用車の同乗者の合計３名が軽傷を負った。

事故状況図

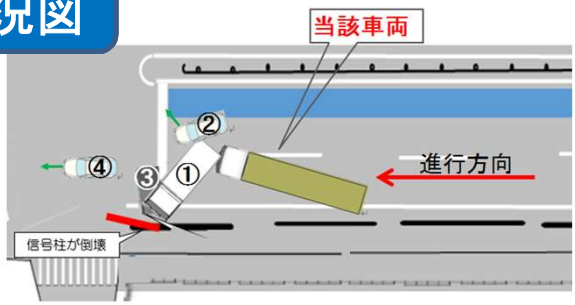

原因

- 大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続し、信号待ちで停止している車列に気が付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生した。
- 当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日３時頃と早いため、約２ヵ月前から始業点呼を行っていなかった。事故当日も始業点呼を行なわず、**同運転者は前日から体調不良を感じていた**にもかかわらず**運行管理者はこれに気付くことがないまま**、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。
- 運転者は、運行途中で体調が悪化していることを感じていたが、当該事業者の指定給油所が約７km先にあり、運転を継続した。この時点で速やかに車両を安全な場所に止め、運行管理者に連絡を取るなどの危険回避行動をとっていれば事故を回避することができた可能性が考えられる。

再発防止策

- 事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、**体調不良により事故を起こす可能性があることを認識する**こと。運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないよう指導を徹底すること。
- 事業者は、運転者が乗務前に**体調異変**が生じた場合に運行管理者に対して**申告しやすいような職場環境を整備**すること。
- 事業者は、運行管理者に対し、運転者が**運行中に体調不良等**になった場合は、**車両を速やかに安全な場所に停止**させ、体調不良の状況を**運行管理者に連絡して指示を受ける**ことを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。

事業用自動車事故調査報告書　概要
～乗合バス（中型）衝突事故～
（東京都世田谷区）

事故概要

平成29年11月25日13時02分頃、東京都世田谷区の都道118号線において、乗合バスが乗客16名を乗せて走行中、道路左側の歩道に乗り上げガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突して停止した。
この事故により、同車両の乗客12名及び運転者が軽傷を負った。

事故状況図

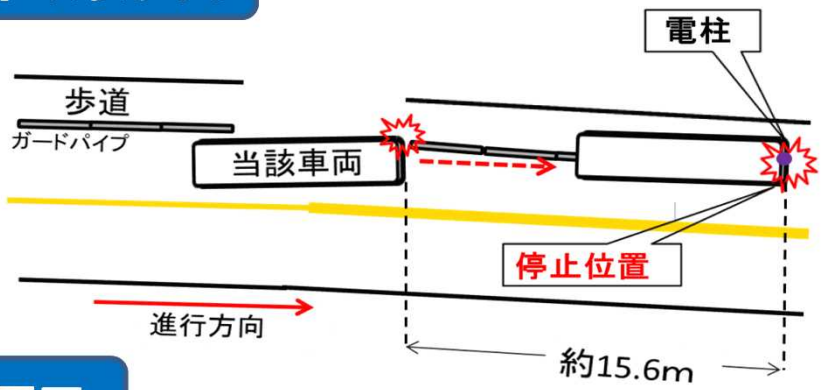

原因

- 事業者は、安全な運転ができないおそれのある運転者を乗務させてはならないことになっていたにもかかわらず、**睡眠時無呼吸症候群（SAS）**の検査で「**経過観察**」と判定されていた同運転者に対して、その後の**フォローを行わずに運転させていた**ことが事故直前に強い眠気を感じた一因である可能性が考えられる。
- 事業者は、運転者への指導教育の一環として、指導監督指針に基づき**疲労や眠気を感じたときの対処の方法**を指導することになっていたが、走行中に強い眠気を感じたときの対処について、**十分な指導教育を行っていなかった**ことが事故の背景にあった可能性が考えられる。

再発防止策

★事業者は、運転者の居眠り運転などを防ぎ、輸送の安全を確保するため、次に掲げる取組を徹底することが重要である。

・休日や休息期間において疲労の十分な回復に努めることを指導し、運行中に強い眠気が生じた場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、運行管理者に報告し、指示を受けるなどの行動を取るように指導をする。

・運行管理者に対し、**適性診断**受診後に通知された指導要領に**運転特性等について重要なアドバイス**が記載されている場合には、運転者に**確実に伝達する**ことについて指導徹底する。

・運転者が睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施した場合、その結果が「要検査、要治療」であった場合には、運転に支障をきたさないよう精査したり、検査、治療を受けさせること、また「経過観察」であった場合でも、運転者に対して十分に説明したうえで、検査機関の推奨する期間に基づき再検査を受けさせる等、**検査結果を有効に活用**して**健康管理体制を整備する**必要がある。

事業用自動車事故調査報告書　概要
～タクシーの衝突事故～
（長崎県平戸市）

事故概要

平成30年６月19日13時05分頃、長崎県平戸市の県道19号線において、タクシーが乗客１名を乗せて片側１車線の道路を走行中、左カーブにおいて車道中央線を越えて対向車線側に進行し、対向してきた乗用車に衝突した。
この事故により、タクシーの乗客１名が重傷を負い、乗用車の３名が軽傷を負った。

事故状況図

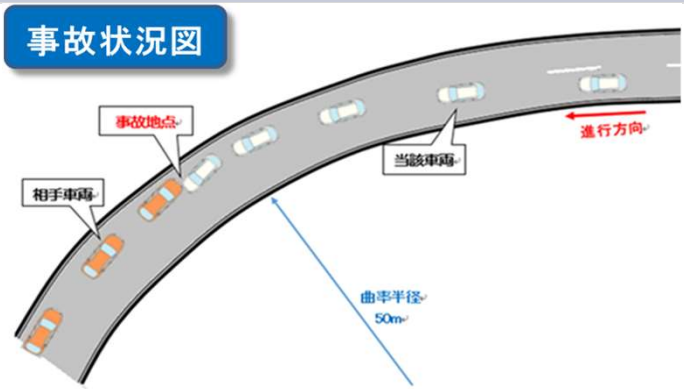

原因

- 当該運転者は、以前から日中眠い状態が続いており、事故当日も眠気を感じたまま運転していたことで意識が低下し前方不注視の状態となったものと考えられる。
- 運行管理者においては、健康管理マニュアルに基づく運転者の健康管理や指導が十分でなかったことから、同運転者が以前から日中眠い状態が続いていたことについて報告していなかったものと考えられ、さらに、同運転者は事故後に睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の検査を受け、重症であることが判明した。これらのことが本事故の発生した背景にあると考えられる。
- 同運転者は、乗客に対しシートベルトの着用案内を行っておらず、乗客がシートベルトを着用していなかったことにより被害の程度が大きくなった可能性が考えられる。

再発防止策

★事業者は、輸送の安全を確保するため、次に揚げた取組を徹底することが重要である。
- 運転者に対して指導監督指針に基づいた適切な指導及び監督を行うこと。
- 運転者に対する指導教育が形式的なものとならないよう、指導教育方法を工夫するほか、運転者が指導内容を理解できているか確認し、具体的指導内容や使用した資料とともに記録するなどして、実効性のある指導教育を実施すること。
- ドライブレコーダーの映像を活用して運転者の運転状況を確認するなどして、運転者の安全運行に影響を及ぼすような体調等の異変が起きていないか把握すること。
- 運転者が仮に睡眠時無呼吸症候群と診断された場合でも、適切に治療を行うことにより安全な運転を続けることが可能であることを理解した上で、「自動車運送事業における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」を活用し、同症状の早期発見、早期治療に繋がる取り組みを積極的に勧めること。

【別紙】大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）

国土交通省

（概要）
平成30年2月15日午前7時45分頃、大型トラックが交差点手前で赤信号で止まっていた車列に、ブレーキやハンドル操作をすることなく追突、合計6台が絡む多重衝突事故が発生。

（背景）

〇運転者は事故前日から体調不良で、事故前夜に事業者の役員に電話、当該役員より事故当日の運行は午前9時に交代できる旨の連絡があり、運転者も、午後には病院に行けると思い、「大丈夫です。」と回答。

事故前日は38．4度の熱
起床時には、就寝前より少し楽になったが･･･
事故直前には、意識朦朧な状態

〇当該事業者は、同運転者の出庫が、ほぼ毎日午前3時頃と早いため、約2ヶ月前から、同運転者に対する始業点呼を実施していなかった。

〇事故当日、運転者より運行管理者に電話したが、自身の体調について報告せず、上記役員も、運行管理者に運転者の健康状況について連絡するのを失念。

〇運転者は、運行途中に体調が悪化していることを感じていたが、「30分ほど走った先にある給油所で休める。」と自己判断、そのまま運行を継続。

このタイミングで危険回避行動をとっていれば、事故を回避することができた可能性も･･･

（再発防止策）

〇運転者は、運行途中に体調不良を感じた場合は、休憩場所が近い等の理由で運行を続けることは絶対にせず、速やかに車両を停止させ、運行管理者に報告し、運行管理者の指示を仰ぐよう徹底しましょう。

〇事業者は、運転者が体調不良等を申告しやすい職場環境を整備しましょう。

【別紙】中型乗合バスの衝突事故（東京都世田谷区）

国土交通省

（概要）
平成29年11月25日13時02分頃、乗合バスが乗客16名を乗せて見通しの良い直線道路を走行中、バスを安全に進行させるためのハンドル操作、ブレーキ操作をすることなく、道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突。

（背景）
○運転者は以前、睡眠時無呼吸症候群（SAS）診断を受診したところ、「経過観察」との判定。

→しかし、事業者は、そのことを知りながらも、運転者への適切なフォローは未実施。

○事業者は、運転者に対し、乗務中体調不良を感じたら、必ず停車して運行管理者に報告し指示を仰ぐよう指導。

→しかし、実際には、運転者は事故当日、眠気を感じながらも、「運転を中止するほどではない。」と勝手に判断、そのまま運行を継続。

事業者から運転者に対し、走行中に強い眠気を感じたときの適切な対応方法について、十分な指導教育が行われていなかったため、運転者は適切な行動をとることができなかった可能性が考えられる。

（再発防止策）
○事業者は、SAS診断等の受診結果を運転者に十分説明し、必要に応じ治療を受けさせるなど、当該結果を有効活用して健康管理体制を整えましょう。

○事業者は、運転者が体調不良を隠して乗務することのないよう、運行管理者に相談しやすい雰囲気を醸成しましょう。

SAS診断等を活用したきめ細やかな運転者への指導監督

【別紙】タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）

国土交通省

（概要）
平成30年6月19日13時05分頃、タクシーが乗客1名を乗せて、片側一車線を走行中、運転者の意識が低下した状態となり、左カーブで対向車線側に進行、対向車と衝突。

（背景）
○運転者は**以前から日中眠い状況**が続いており、**事故当日も眠気を感じたまま運転**。
→事故後に**睡眠時無呼吸症候群（SAS)検査を受診**したところ、**重度のSASであることが判明**。

○運転者の所属するタクシー会社の運行管理者は、いわゆる「**指導監督の指針**」「**健康管理マニュアル**」について知らず、**運行の安全等を確保するために必要な知識を運転者に習得させていなかった**。
→そのため、運転者は、自身が日中眠い状況が続いていることを、**会社に報告していなかった**。

○また、SASについて、**そのような病気があることを事故が起きるまで知らなかった**。

以前から日中眠い状況　事故後に重度のSASと判明

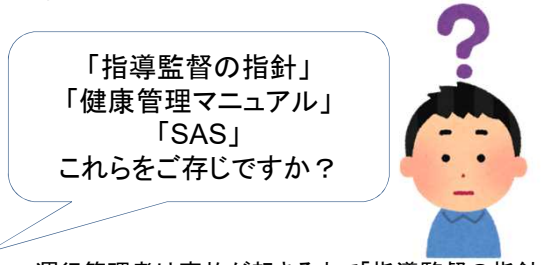

運行管理者は事故が起きるまで「指導監督の指針」「健康管理マニュアル」「SAS」を知らなかった

（再発防止策）
○国土交通省が作成した**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル等を活用**し、**運転者に対し、健康管理の重要性を理解**させましょう。

○国土交通省が作成した**SAS対策マニュアル等**を活用し、**SASの早期発見、早期治療につながる取組**を進めましょう。

健康管理マニュアル等の活用　SASの早期発見、早期治療